

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

《基本理念》 健やかに 生きがいを持って みんなで支え合えるむらづくり

村では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえた「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。令和6年度から令和8年度までの3年間は、この新しい計画に沿って、介護保険事業を運営していきます。※計画は、村のホームページなどで公開しています。

介護保険料の見直し

65歳以上の方の介護保険料は、計画期間に合わせ3年に一度見直すことになっており、計画期間中の介護サービス給付費や地域支援事業費の見込み額の23%を65歳以上の方の人数で割った額が基準額となります。村の第9期計画期間中の介護サービス給付費や地域支援事業費は約8億4,200万円と見込まれることから、基準額を第8期の月額5,325円（年額63,900円）から月額5,267円（年額63,200円）に見直しました。また、保険料段階を第8期の10段階から国の示す標準段階に合わせ13段階に細分化しました。このため、第9段階から第13段階に該当される方は保険料が増加します。

尚、村では、介護保険準備基金を取り崩して保険料の負担軽減を図る他、保険料段階が第1段階から第3段階の方の公費投入による保険料の軽減は引き続き継続しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

保険料段階	対象者の要件		第9期（令和6～8年度）の保険料		（参考） 第8期の 保険料
	世帯の 村民税	前年の収入状況	基準額（5,267円） に対する負担割合	年額保険料 （100円未満切捨て）	
第1段階	非課税 世帯	生活保護受給者 前年の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.285 （0.455）	18,000円 （28,700円）	19,100円 （31,900円）
第2段階		前年の合計所得＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.485 （0.685）	30,600円 （43,200円）	31,900円 （47,900円）
第3段階		前年の合計所得＋課税年金収入が120万円を超える	0.685 （0.690）	43,200円 （43,600円）	44,700円 （47,900円）
第4段階	世帯に 課税者 あり	前年の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.9	56,800円	57,500円
第5段階 （基準段階）		前年の合計所得＋課税年金収入が80万円を超える	1.0	63,200円	63,900円
第6段階	本人が 課税者	前年の合計所得が120万円未満	1.2	75,800円	76,600円
第7段階		前年の合計所得が120万円以上210万円未満	1.3	82,100円	83,000円
第8段階		前年の合計所得が210万円以上320万円未満	1.5	94,800円	95,800円
第9段階		前年の合計所得が320万円以上420万円未満	1.7	107,400円	111,800円
第10段階		前年の合計所得が420万円以上520万円未満	1.9	120,000円	
第11段階		前年の合計所得が520万円以上620万円未満	2.1	132,700円	
第12段階		前年の合計所得が620万円以上800万円未満	2.3	145,300円	
第13段階		前年の合計所得が800万円以上	2.4	151,600円	

※（ ）は、公費投入による保険料負担軽減前の負担割合及び年額保険料です。

【お問合せ先】 保健福祉課介護保険係（電話 0154-64-2116）

介護保険制度の改正について

介護報酬の改定

令和6年4月に介護報酬が改定されました。介護報酬の改定に伴い、サービスを利用したときに支払う利用者負担額も変わりますが、利用者負担額は、利用されるサービスの種類や負担割合によって異なりますので、個々の利用者負担額につきましては、サービス事業者にご確認ください。

尚、訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導については、令和6年6月から介護報酬が改定されます。（介護予防サービスも同様です。）

一部の福祉用具の利用方法の変更

令和6年4月から、福祉用具貸与品目の内、固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点杖（松葉杖を除く）と多点杖については、利用方法を「借りる」又は「購入する」のどちらかを選択することができるようになりました。選択に当たっては、福祉用具専門相談員や担当のケアマネジャー、地域包括支援センターの職員に相談の上、選択に当たって必要な情報の提供及び必要に応じ医師等の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案を受けるようにしましょう。

介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額等の変更

介護保険施設を利用したときに支払う居住費等、食費は基準となる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰を受け、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点から、令和6年8月から居住費等の基準費用額が変更されます。（食費の基準費用額に変更はありません。）

◆基準費用額（日額）

ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室	
		介護老人保健施設 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
2,006円 ↓ 2,066円	1,668円 ↓ 1,728円	1,668円 ↓ 1,728円	1,171円 ↓ 1,231円	377円 ↓ 437円	855円 ↓ 915円

これに伴い、住民税非課税世帯の方の施設利用が困難とならないよう、下の表にある負担限度額を超えた分を介護保険から給付する「特定入所者介護サービス費等」も金額が変更となります。

◆負担限度額（日額）

利用者負担段階		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室
				介護老人保健施設 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	
第1段階	○生活保護の受給者	820円 ↓ 880円	490円 ↓ 550円	490円 ↓ 550円	320円 ↓ 380円	0円
	○本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者					
第2段階	○本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方	820円 ↓ 880円	490円 ↓ 550円	490円 ↓ 550円	420円 ↓ 480円	370円 ↓ 430円
第3段階①	○本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	1,310円 ↓ 1,370円	1,310円 ↓ 1,370円	1,310円 ↓ 1,370円	820円 ↓ 880円	370円 ↓ 430円
第3段階②	○本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の方	1,310円 ↓ 1,370円	1,310円 ↓ 1,370円	1,310円 ↓ 1,370円	820円 ↓ 880円	370円 ↓ 430円